

石川県制限付き一般競争入札実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、土木部が発注する建設工事の請負契約について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5の2の規定により、入札に参加する者に必要な資格を定めて行う制限付き一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 入札前審査型 一般競争入札に参加するための入札参加資格審査を入札前に行い、入札参加資格が有ると認められた者による入札の結果に基づき、落札者として決定する一般競争入札をいう。
- (2) 入札後審査型 一般競争入札に参加するための入札参加資格審査を開札後に行い、落札候補者から順に入札参加資格の有無を確認し、入札参加資格が有ると認められた者を落札者として決定する一般競争入札をいう。
- (3) 落札候補者 総合評価方式により落札者を決定する工事にあつては、総合評価値が最も高い者を、総合評価方式によらず価格のみにより落札者を決定する工事にあつては、予定価格（入札書比較価格）の制限の範囲内で最低制限価格（最低制限価格基礎額）以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者をいう。

(対象工事)

第3条 一般競争入札を実施する建設工事（以下「対象工事」という。）は、原則として、予定価格（消費税及び地方消費税額を含む。以下、この条において同じ。）が3千万円以上の工事（災害の応急対策工事等、特別な理由のあるものを除く。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、災害復旧に係る対象工事については、当面の間、予定価格が1億円以上の工事とする。

(入札の方法)

第4条 一般競争入札は、原則として、石川県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により行うものとする。なお、第11条に規定する承諾を得た場合には、従来の紙による入札（以下、「紙入札」という。）により行うことができる。

(入札に参加する者に必要な条件)

第5条 執行機関の長は、建設工事の競争入札参加資格を有する者について、対象工事の内容に応じて、次の各号のうち必要と認める事項を、入札に参加する者に必要な条件として定めるものとする。

- (1) 建設業許可における主たる営業所等の所在地
- (2) 請負業者有資格者名簿における総合点数
- (3) 対象工事種別に係る経営事項審査の年間平均完成工事高
- (4) 配置予定技術者に係る事項
- (5) 施工実績に係る事項
- (6) 施工計画に係る事項
- (7) その他特に必要と認める事項

2 次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができないものとする。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当する者
- (2) 対象工事の入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）（様式第1号）の提出期限の翌日から入札の日までの間に石川県の指名停止措置を受けている者
- (3) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者
- (4) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある場合
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始後、石川県が別に定める手続きに基づき一般競争入札参加資格の再認定を受けたものは除く。）
- (6) 役員（役員として登記又は届出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年）法律第77号）第2条第6項に規定する暴力団員又は暴力団員関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等、これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者

(入札参加条件等の審議)

第6条 執行機関の長は、本庁及び各出先機関に設置している入札審査委員会（以下「審査委員会」という。）に次の事項について審議を行わせるものとする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格及び条件
- (2) 特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）に発注することの適否及び発注しようとするときの構成員数
- (3) 申請書の入札参加資格の有無及びその資格がないと認めた者からの請求に関する対応
- (4) その他特に必要と認める事項

(入札の公告)

第7条 執行機関の長は、施行令第167条の6及び石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第112条の規定により、入札に参加する者に必要な者の資格及び条件、入札の場所及び日時その他入札について必要な事項を公告するものとする。

2 前項の公告は、石川県のホームページ内にある入札情報サービスシステム及び所定の閲覧場所に、掲示して行うものとする。

(入札に参加する者に必要な資格及び条件の確認申請)

第8条 対象工事に参加する者（以下、「申請者」という。）は、提出期限までに、電子入札システムにより申請書及び別途公告に定める資料（以下、「資料」という。）を執行機関の長に提出しなければならない。

2 前項に規定する場合において、申請者のうち紙入札を行う者については、申請書及び資料を書面で提出するものとする。

3 前項の書面が郵送された場合においては、その郵便物の通信日付印により表示された日を提出日とみなす。

4 前項までの規定により提出された申請書及び資料は、申請者に返却しないものとする。

(入札参加資格の有無の確認等)

第9条 入札参加資格の有無の確認は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 入札前審査型

ア 執行機関の長は、提出された申請書及び資料に基づき、入札参加資格確認申請者一覧表（様式第2号）（以下「申請者一覧表」という。）を作成し、執行機関の審査委員会に提出する。

イ 審査委員会は、提出された申請者一覧表に基づいて、入札参加資格の有無を確認し、決定するものとする。

ウ イの確認は、申請書の提出期限の末日をもって行う。

エ イの決定をしたときは、電子入札システムにより申請者へ通知するものとする。

なお、申請者のうち紙入札を行う者への通知は、入札参加資格確認申請受理通知書（様式第3号）により行う。

(2) 入札後審査型

ア 執行機関の長は、申請書及び資料の提出期限日の翌日以後速やかに、受付票を電子入札システムにより申請者へ通知する。なお、申請者のうち紙入札を行う者への通知は、入札参加資格確認申請受理通知書（様式第3号）により行う。

イ 執行機関の長は、開札後、次の各号に掲げるもののうち必要な資料を、提出期限までに提出するよう落札候補者に通知する。

- (ア) 特定建設工事共同企業体協定書（甲）
- (イ) 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- (ウ) 同種又は類似工事の施工実績が確認できる請負契約書等の写し
- (エ) 配置予定技術者等の資格及び工事経験が確認できる書類（主任（監理）技術者の資格及び免許書等並びに監理技術者にあつては国土交通大臣の登録を受けた講習の修了証明書、現場代理人及び主任（監理）技術者等選任届、コリンズカルテ等）の写し
- (オ) その他特に必要と認める書類

ウ 審査委員会は、落札候補者の入札参加資格の有無を確認し、落札者を決定する。ただし、その落札候補者に入札参加資格が無いと認められた場合においては、次順位者を繰り上げて落札候補者とし、入札参加資格の有無を確認し、落札者を決定するものとする。

エ ウの確認は、イに定める資料が提出されてから、落札者決定予定日までに行うものとする。

オ ウの決定をしたときは、電子入札システムにより申請者に落札者の決定を通知するものとする。なお、申請者のうち紙入札を行う者への通知は、口頭その他適切な方法により行う。

（無資格者に対する理由説明）

第 10 条 前条第 1 号エ又は第 2 号エに規定する通知により、入札参加資格が無いと決定された者は、執行機関の長に対し、通知があつた日から 7 日以内に書面をもって決定理由の説明を求めることができるものとする。

2 執行機関の長は、前項の規定による説明を求められたときは、入札参加資格確認等説明書（様式第 4 号）により回答するものとする。

（紙入札方式承諾願の提出）

第 11 条 やむを得ない理由により、当初から紙入札を行う場合又は入札手続中に電子入札から紙入札へ移行する場合においては、紙入札方式承諾願（石川県電子入札運用基準様式 1）を入札書提出締切日の午後 5 時までに提出し、執行機関の長の承諾を得るものとする。

（共同企業体に対して発注する場合の取扱い）

第 12 条 知事は、対象工事を共同企業体に対して発注することの適否及び共同企業体に発注するときの構成員数を、審査委員会の意見を聴いて決定するものとする。

2 共同企業体の結成は、入札参加者が自主的に結成する自主結成方式によるものとする。

- 3 入札参加資格については、構成員及び共同企業体それぞれについて定めるものとする。
- 4 第8条第1項の申請書は、結成された共同企業体の代表者又は当該代表者から委任された者が電子入札システムにより提出するものとする。ただし、申請者のうち紙入札を行う者については、書面により提出するものとする。
- 5 対象工事の一の共同企業体の構成員は、同工事の他の共同企業体の構成員を兼ねることはできないものとする。

(設計書等の閲覧、貸出し及び質問)

第13条 執行機関の長は、第7条の公告をした日の翌日から開札日の前日まで、当該工事の設計図書等を閲覧に供しなければならない。

- 2 前項の設計図書等の閲覧は、インターネットにより行うものとする。ただし、やむを得ない理由により、設計図書等をインターネットに掲示できない場合は、所定の閲覧場所において閲覧に供するものとし、入札参加資格を有する者から書面による申請があった場合は、入札公告を行った日の翌日から貸し出すものとする。
- 3 設計図書等に関する質問は、簡易な事項に関するものを除き、質問書を郵送、持参又は電子メールにより執行機関の長に対して提出するものとする。
- 4 執行機関の長は、原則として、質問書を受理した日から5日以内に、回答を所定の閲覧場所及びインターネットにより閲覧に供するものとする。

(入札の執行)

第14条 その入札に関して必要な事項は、石川県電子入札システム運用基準及び土木部競争入札心得（昭和51年10月1日付け監発第321号）を適用するものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、土木部所管建設工事執行規程（昭和51年12月27日付け監発第405号）を適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 石川県制限付き一般競争入札試行要領は、廃止する。

附 則

この要領は、平成19年4月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年1月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。